

個別資産利活用方針

【⑤決定】

整理番号	2022-13	担当部課	三刀屋総合センター自治振興課	区分	普通財産		
財産名称	飯石生活改善センター						
所在地	雲南市三刀屋町多久和1157-2	根拠法令	雲南市三刀屋生活改善センター条例				
土地情報							
敷地面積	288.57㎡	所有	市所有	その他			
利用目的	地域住民の生活を改善し文化及び福祉の向上を図るために利用。						
財産の現状	地元の農産品加工グループが、指定管理料0円で管理。（令和3年度条例廃止）						
経過等	公共施設総合管理計画実施方針行動計画により、譲渡の方針を地元説明したところ、指定管理者から撤退と回答あり。建物は、建築から40年経過。						
No.	建物等名称	主構造	階層	建築年度	耐用年数	耐震	延床面積
1	飯石生活改善センター	鉄骨造	1階	S53	40年	未	207.50㎡
2							
3							
4							
5							
延床面積 総計							207.50㎡
位置図				現況写真			
							

利活用方針	
1 資産利活用の方向性	財産処分(土地建物の売却)
2 当該方向性の理由	飯石地区の中心部にあり、市道に面し、現状で売却に適している。
資産活用の具体的手法	一般競争入札
3 対応スケジュール	利活用方針確定後処分を行う。
4 資産利活用に関する経費等見込み	市道用地の分筆（トイレ部分） 不動産鑑定評価
5 その他	令和4年12月補正で分筆経費を計上